

訴訟の提起について（水道局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 朝田産業株式会社 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	被告は、平成22年9月17日に締結された本市発注の阿倍野区阿倍野筋1丁目における配水管等の撤去工事（以下「本件工事」という。）の請負契約に基づき、同年12月21日から本件工事の施工を開始したところ、本件工事の施工中に、市営地下鉄天王寺駅構内の地下鉄連絡通路の天井部分の一部を破損したことから、本市がその補修に係る工事を発注し、当該工事の費用を負担したため、本市は、被告に対し、当該費用相当額金33,925,500円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。